



令和8年7月17日
国土交通省九州地方整備局
遠賀川河川事務所

遠賀川流域の水環境と生態系について考える

～「遠賀川水系水環境保全・再生推進協議会」及び
「遠賀川流域生態系ネットワーク形成推進協議会」を開催します～

遠賀川流域の市町村長が水環境と生態系について考える協議会を開催します。
今年で51回目となる「遠賀川水系水環境保全・再生推進協議会」では、水質改善の取組に加え、水質事故への備えなどについて報告します。
また、九州初の取組として平成30年に設立し、今年で9回目となる「遠賀川流域生態系ネットワーク形成推進協議会」では、令和7年度アクションプラン取組状況報告や連携・協働アクションプランの具体的取組を提案します。

1. 日 時 : 令和8年7月24日(金)
9時30分～10時00分 第51回 遠賀川水系水環境保全・再生推進協議会
10時20分～10時50分 第9回 遠賀川流域生態系ネットワーク形成推進協議会
2. 場 所 : 遠賀川地域防災施設「遠賀川水辺館」2F会議室
(住所) 福岡県直方市溝堀1丁目1-1
3. 出席予定 : 「別紙概要」をご参照下さい。
4. そ の 他
 - ・上記両協議会は、WEB併用としています。
 - ・取材に際し、テレビカメラ等による撮影は、意見交換の妨げにならないよう、ご配慮願います。
 - ・報道機関のみの公開としております。取材される報道機関の方は直接会場へお越し下さい。全ての会議終了後、10時55分から質疑をお受けします。

＜問い合わせ先＞ 国土交通省 九州地方整備局 遠賀川河川事務所
技術副所長 野瀬 隆一（内線 204）
河川環境課長 大島 正一（内線 361）
電話：0949-22-1830（代表） FAX：0949-22-1834

【遠賀川水系水環境保全・再生推進協議会 概要】

- ・昭和50年2月に遠賀川水系水質汚濁防止連絡協議会として設立。平成30年8月に遠賀川水系水環境保全・再生推進協議会に名称変更（会長：遠賀川河川事務所長）。
 - ・協議会の目的は、「水質の保全及び改善並びにごみ対策の取組を推進することにより、遠賀川水系の水環境の保全・再生を図ること」です。
 - ・協議会は、国、福岡県、流域7市13町1村、流域の消防機関で組織されています。
- ※詳細は、遠賀川河川事務所 HP 参照

URL: https://www.qsr.mlit.go.jp/onga/activity/mizu_kankyou.html

1) 出席予定者

遠賀川水系市町村（7市13町1村）※

※北九州市、直方市、飯塚市、田川市、中間市、宮若市、嘉麻市、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、鞍手町、桂川町、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、福智町、赤村

福岡県（県土整備部、建築都市部、農林水産部、環境部、県土整備事務所、保健福祉環境事務所）

国（国土交通省、経済産業省、環境省）

消防機関（北九州市、中間市、直方市、遠賀郡消防組合、直方・鞍手広域市町村圏事務組合、飯塚地区消防組合、田川地区消防組合）

2) 議事次第（案）

活動報告、活動予定、海に流出したゴミ処理費用に係る基金積立 等

【遠賀川流域生態系ネットワーク形成推進協議会 概要】

- ・平成30年8月設立（会長：遠賀川河川事務所長）
 - ・協議会の目的は、「遠賀川流域における多様な生物の生息・生育環境を保全・再生していくために、国、県、市町村等が連携して、生態系ネットワーク形成のための目標を共有し、相互の生物多様性の保全・再生等の取組を一体的に推進すること」です。
 - ・協議会は、国、福岡県、流域7市13町1村で組織されています。
- ※詳細は、遠賀川河川事務所 HP 参照

URL: https://www.qsr.mlit.go.jp/onga/business/seitaikei_network/index.html

1) 出席予定者

遠賀川水系市町村（7市13町1村）※

※北九州市、直方市、飯塚市、田川市、中間市、宮若市、嘉麻市、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、鞍手町、桂川町、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、福智町、赤村

福岡県（県土整備部、環境部、農林水産部、県土整備事務所、保健福祉環境事務所、農林事務所）

国（国土交通省、環境省）

2) 議事次第（案）

令和7年度アクションプラン取組状況報告及び

連携・協働アクションプランの具体的取組について 等